

# 訳者解説

水野谷武志（北海学園大学経済学部）

## 目次

1. はじめに
  2. ICLS とは
  3. ICLS の議題と主な関連公式報告書
  4. 第 18 回 ICLS の概要
  5. パリ・グループと労働統計専門家会議
  6. 「労働時間測定決議」の特徴
  7. さいごに
- 参考文献

## 1. はじめに

本資料は、2008 年に国際労働機関（International Labour Organization: ILO）によって開催された第 18 回国際労働統計家会議（International Conference of Labour Statisticians : ICLS）における労働時間測定の決議に関わる主要公式報告書を訳出・収録している。訳出した 3 つの報告書の出所は以下の通りである：

< 翻訳 1 > ILO (2008), *Measurement of working time (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec., Report II)*, Geneva: ILO, pp.1-44.

< 翻訳 2 > ILO (2009), *Report of the Conference (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec.)*, Geneva: ILO, pp.22-31.

< 翻訳 3 > ILO (2009), *Report of the Conference (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec.)*, Geneva: ILO, pp.41-55.

第 18 回 ICLS で採択された決議文は< 翻訳 3 >であるが、決議文についてより詳しい説明を与えている文書（後述する「事前報告書」のこと）が< 翻訳 1 >であり、またこの決議をめぐる第 18 回 ICLS での議論の結果について記録した文書（後述する「最終報告書」のこと）が< 翻訳 2 >である。今回の労働時間測定に関する決議をめぐる背景、内容、議論を理解するのにこの 3 つの文書が重要であると判断し、訳出して本資料にまとめることにした。

今回の決議の意義は大きいと思われる。決議は従来にくらべて、かなり包括的な国際基

準を与えており、各国における労働時間統計の作成（調査を含む）および公表の方法に対して大きな影響を与えうることが想定されるからである。「訳者解説」は、この分野における研究発展への貢献を目的に、今後、重要視される可能性のある今回の決議について、少々長くなるが、ICLSの一般的な説明も含めて解説を与えようとするものである。

## 2. ICLS<sup>1</sup>とは

ICLSの起源はILO設立に関わる。世界平和の実現にとって労働問題の解決あるいは労働基準の設定を国際的に取り組む必要性からILOは1919年に設立されたわけだが、この目的を達成するための要素の1つとして、労働者の生活状態や労働条件に関する国際的な資料を収集・配布することが、ILO設立文書（1919年6月に調印されたヴェルサイユ講和条約第13編「労働」、後にILO憲章と呼ばれる）に明記されている（ILO憲章第10条）。この収集・配布の任務はILO事務局の局長直轄部局（Reporting to the Director-General）の1つである統計局（Bureau of Statistics）が担うことになった。統計局は国際的な資料、とりわけ統計資料を収集し始めるとすぐに、各国の労働統計の定義や調査方法が大きく異なったり、重要な分野の統計や信頼のおける統計が不足していることに気付き、したがって統計による国際比較は困難であった。そこで、労働統計に関する基準づくりが要請されることになり、統計局が中心となって、労働統計の作成業務を担当する代表者を加盟国から招集する国際会議を開催するようになった。これがICLSであり、ILO創設から4年後の1923年にすでに第1回会議が開催されている。

ICLSはこれまで計18回、近年ではほぼ5年1度のペースで開催され、開催期間は8～10日間にもおよぶ。開催地はスイスのジュネーブにあるILO事務局本部会議場である。ICLSにはすべての加盟国の政府代表が招待されるほか、労働者および使用者の代表、国際機関や非政府組織も参加して、労働統計に関わる主要な2,3のトピックについて決議(resolution)や指針(guideline)を採択している。最近のICLSで採択された決議と指針は表1の通りである。

採択された決議や指針はその後に開催されるILO理事会で承認され、加盟国および国際機関における統計作成機関などに配布される。決議はより長い期間と協議の上に結実する基準であるのに対し、指針(1987年ICLSが初)は早期に作成した方が望ましいトピックや

---

<sup>1</sup> ICLSに関する主な参考文献は次のとおりである：①伊藤(1973)は第1回ICLS(1923年)～第11回ICLS(1966年)会議における議題と決議の一覧表、主要概念ごとの議論経過および最終到達点等、ICLSの関連主要文献を示し、②岸(1981)は、ICLSにおける論議にもとづいて家計調査の国際基準の変遷をまとめ、③岩井(1982)は就業・失業統計に関する国際基準の新しい動向として第13回ICLS(1982年)を紹介・検討し、また岩井浩(1993)は第15回ICLS(1993年)の国際標準従業上の地位分類(ICSE)について主に紹介し、④中沢牧生(1989)は第1～14回(1987年)ICLSを紹介し、⑤法政大学日本統計研究所(1990)は第1～14回会議における決議の原文と邦訳との対照させた参考資料を提供し、⑥飯塚(1999)は第16回ICLS(1998年)で採択された新しい不完全就業概念・定義について紹介し、⑦水野谷(2008a)は第17回ICLS(2003年)の概要および「一般討議」の一部を紹介し、⑧ILO駐日事務所(2008)ではICLS全般の紹介と特に第18回ICLS(2008年)についてその概要を説明している。

決議を補足する必要があるときにILO統計局が中心となって草案を作成してICLSに審議を求めて採択されるものである。決議は通常、その作成着手について前回会議で認められた後、次回会議までの5年の間に草案の準備がILO統計局と協力機関によって進められ、特に次回会議直前には加盟国の政労使の代表者がILO理事会によって招待され、草案を集中的に議論する場として労働統計専門家会議（後述）が設定される。そこで修正された草案がICLSに提出され、ICLS会期中に委員会や全体会議で更に修正が加えられたものが決議文として晴れて採択される。本稿で取り上げる「労働時間の測定に関する決議」が採択されるまでの具体的な過程については後述する。

このように国際的な議論の成果である決議や指針ではあるが、その適用については各加盟国対して拘束力があるわけではなく、各国の事情に合わせた取り組みを促す形である。とはいえ、ICLS決議が国際的な基準として重視されることは事実であり、例えば、日本をはじめ、主要先進国の「労働力調査」における調査方法や就業・失業概念は、労働力・就業・失業・不完全就業に関わる決議（第13回（1982年）ICLS決議→これは第2回（1925年）、第6回（1947年）、第8回（1954年）の関連決議を改正したもの）に、程度の差こそあれ、準拠している。

**表1 最近のICLSで採択された決議および指針**

第15回 (1993年)	I ストライキ、ロックアウト並びに労働争議によるその他の行為についての統計に関する決議 II インフォーマルセクターにおける就業の統計に関する決議 III 国際標準従業上の地位分類に関する決議
第16回 (1998年)	I 不完全就業および不十分な就業状態の算定に関する決議 II 就業関連所得の算定に関する決議 III 労働災害に起因する労働傷害の統計に関する決議
第17回 (2003年)	I 家計収支統計に関する決議 II 消費者物価指数に関する決議 III 国際標準職業分類のさらなる作業に関する決議 ● 労働統計におけるジェンダー主流化の優れた実践のチェックリストに関する指針 ● インフォーマル就業の統計的定義に関する指針
第18回 (2008年)	I 労働時間の測定に関する決議 II 児童労働の統計に関する決議 III 労働の不完全利用の尺度開発に関する決議 IV ディーセントワークの測定のさらなる作業に関する決議 V 第13回ICLS決議の修正に関する決議 VI ICLSの組織、頻度および期間に関する決議

### 3. ICLS の議題と主な関連公式報告書

議題は、「一般討議」(general discussion) と、特定分野の決議を伴う 2, 3 の議題から構成されることが常である。「一般討議」では、前回会議以来の主な統計活動、現在（および将来に）重点的に取り組まれている（取り組むべき）諸課題について ILO 事務局がとりまとめたものである。「一般討議」で取り上げられるトピックの中には次回の ICLS で決議の採択を予定するものがふくまれる。

ICLS の議題は開催前年の ILO 理事会において承認され、議題毎に経緯や提案の詳しい内容を説明した報告書 (Report) が ILO 事務局によって準備され、ICLS 開催前（第 18 回の場合約 3 ヶ月前）に ILO ホームページで公開される。この「事前報告書」は通常、「一般討議」に関して説明する Report I, 決議を伴う複数の議題について説明する Report II, Report III …から構成され、それぞれ独立して発行される。例えば、第 18 回 ICLS の場合、Report I が「一般討議」について説明する「一般報告書 (General Report)」, Report II が「労働時間の測定」, Report III が「児童労働統計」と名付けられ、3 つの報告書が ICLS に先立って発行され、Report II と Report III の各報告書の巻末には決議草案が付録されている。ICLS に出席する国や機関の代表者はこの「事前報告書」を検討して ICLS に臨み、ICLS の参加者がこの「事前報告書」をめぐって議論する。特に決議草案については修正が加えられものが採択されることが多い。一般的な決議の合意形成過程は、まず ICLS の会期冒頭の全体会議で決議を伴うトピック毎に委員会を設置し、そこで数日かけて参加者が決議草案について集中的に議論し、会期末の全体会議に委員会が修正決議案を提出し、再度微少な修正が加えられ、最終的な決議文が採択されるというものである。議題毎に委員会や全体会議で議論された内容や最終的に採択された決議文は、ICLS 終直後（第 18 回の場合翌月）に Report of the Conference として ILO ホームページに公開される（本稿ではこれを「最終報告書」とよぶ）。各回の ICLS の内容を理解するには、以上の「事前・最終報告書」を参照するのが便利である。

## 4. 第 18 回 ICLS の概要<sup>2</sup>

### 4.1 議題

第 18 回 ICLS の議題は以下の 3 つであり、議題毎に事前報告書 (Report I~III) が発行された (ILO 2008a,b,c)。各議題の主な内容は以下の通りである。

I. 一般討議：2004~08 年における ILO の統計活動、国際標準職業分類の更新、ディーセン

---

<sup>2</sup> 第 18 回 ICLS の「事前報告書」、会議の予定表、会議資料 (room documents)、「最終報告書」は ILO 統計局のウェブサイト (<http://www.ilo.org/stat/lang--en/index.htm>) からダウンロードできる。

トワーク<sup>3</sup> (decent work) の測定および監視, 労働の不完全利用に関する指標, ボランティア労働の測定, ILO の労働統計活動における将来課題 (2009~13 年)

II. 労働時間の測定: 労働時間に関わる諸概念の定義と測定法をまとめた決議草案の審議

III. 児童労働統計: 児童労働の測定および今後取り組むべき課題をまとめた決議草案の審議

#### 4.2 日程

2008 年 11 月 24 日~12 月 5 日にスイス・ジュネーブの ILO 事務局本部会議場で開催された。この会議には, 110 カ国からの政府代表 230 人, ILO 理事会によって指名された使用者代表 8 人と労働者代表 7 人, オブザーバーとして参加した国際機関や非政府組織の代表 13 人, 総計 260 人が参加した (ILO 2009<sup>4</sup>)。日本政府からは, 政府代表として野地祐二氏 (厚生労働省大臣官房統計情報部企画課審査解析室長), 政府代表顧問として佐藤朋彦氏 (総務省統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室課長補佐) と須藤英明氏 (統計局統計調査部国勢統計課労働力人口統計室企画指導第二係長) が参加した。会議の予定表 (ILO 2008d) によると, 24 日午前に参加者受付と開催式の後に早速, Report I~III のそれぞれについて予備的に議論する全体会議が開催され, 30 日 (日曜日) の休みをはさんだ, 25~29 日午前と 12 月 1~3 日午前の期間に Report I~III の詳細を各委員会や全体会議で議論し, 12 月 2 日に「労働時間の測定に関する決議」, 3 日に「児童労働統計に関する決議」を採択する全体会議があり, 会期の最終日である 4 日午前に ILO 事務局が作成した「最終報告書」の草案が参加者に配布され, それにもとづいて午後に正式な「最終報告書」を採択する全体会議が開催された後, 閉会式で全会期が終了している。

本稿で特に注目する第 II 議題の審議日程をさらに細かくみると, まず 11 月 24 日の全体

---

<sup>3</sup> 20 世紀に打ち立てられたフィラデルフィア宣言から半世紀が経ち, 21 世紀を迎えるにあたって, 経済のグローバル化は十分な雇用を生まないばかりか様々な格差をともなって進展したことにより, ILO の目標や戦略にも変更が迫られた。そこで, これまでの目標に公正なグローバル化の実現を加えて, 21 世紀の目標として集約された概念が, 1999 年の ILO 総会で同年に就任したばかりのソマビア事務局長の報告で提唱された「ディーセントワーク (decent work: DW)」であった。この DW は直訳すれば「まっとうな仕事」といった意味になるが, ソマビア氏のいう DW にはそれ以上に上記の ILO の新たな目標や戦略をも含めた深い意味が込められていた。ILO 駐日事務所が最近まとめた DW のパンフレットによれば, DW は「生産的で公正な所得をもたらす仕事の機会, 職場における保障と家族に対する社会的保護, 個人としての能力開発と社会的統合へのより良い見通し, 人々が不安や心配を表現する自由, 自分たちの生活に影響を及ぼす決定に団結して参加すること, すべての男女に均等な機会と待遇, など」を意味する。DW について ILO は 4 つの戦略目標: ①仕事の創出, ②仕事における権利の保障, ③社会的保護の拡充, ④社会対話の促進と紛争解決を掲げ, さらにこれら 4 つの目標を貫く横断的目標としてジェンダー平等を掲げている。これらの目標は世界レベルであるが, 各国によって社会・経済的な状況は異なるので, ILO は最近になって, 上述の世界目標と並行して, 各国におけるディーセントワーク国別計画も作成し, 各国の取り組むべき課題に優先順位を付けている。またごく最近の関連動向としては, 国連が 2001 年に掲げたミレニアム開発目標 (Millennium Development Goals) に新たな目標 (target) が 2006 年に 4 つ導入されたが, そのうちの 1 つに, 2015 年までにすべての人々へのディーセントワークの実現がある。

<sup>4</sup> この文献の付録に全参加者リストが掲載されている。

会議で決議草案を議論する委員会（Committee on the Measurement of Working Time）とそこで  
の議論をもとに決議草案文を修正し、最終的な決議文を作成する起草委員会（Drafting  
Committee）の設置<sup>5</sup>が承認され、25～27日の午前と午後には前者の委員会、夕方（18:00以降）  
に後者の委員会が開催されている。両委員会での議論の結果をまとめた報告書および修正  
された決議案が12月8日午後には会議参加者に事前配布され、12月9日午後の全体会議にお  
いて修正された決議案の採択について審議し、若干の再修正が加えられ、最終的な決議文  
の採択に至っている。

### 4.3 決議

第18回会議では採択を予定していた労働時間測定と児童労働統計の2つの決議（I, II）  
に加えて、「一般討議」の議論を経て、表1に示した4つの決議（III～VI）が採択された。  
労働時間の測定に関する決議（II）については後に詳しく検討することにして、ここではそ  
の他の決議としてIVとVIだけ簡単に触れておきたい。

決議IVはディーセントワークの測定についての今後の作業内容を確認する短い決議文で  
ある。ディーセントワークという言葉は1999年の国際労働会議のILO事務局長報告に登場  
し、21世紀におけるILOの活動戦略の中心的概念に据えられた。それ以来、ILOはこの概  
念の指標化について研究を重ねてきた<sup>6</sup>。ICLSとの関わりでは、前回の第17回ICLS（2003  
年）の一般討議で取り上げられ、今回のICLS直前の2008年9月には専門家会議も開催さ  
れ、そこで多くの研究成果・課題が提出された（ILO 2008e）。今回の決議では、専門家会議  
の助言にもとづいて指標の研究開発をさらに継続し、次回ICLS（2011年予定）にその成果  
報告書を用意することが明記された。今後の研究発展および次回ICLSに提出される報告書  
が注目される。

決議VIは、従来続いてきたICLSの運営方法を大きく変更しようとする、重要な決定で  
ある。まず、ここ20年間くらいICLSの開催頻度は5年に1度であったが、これを今後は3  
年に1度とし、次の第19回ICLSを2011年に開催するとした。この頻度増加は国際的な社  
会経済の変化のスピードに対応して適時的な国際基準・指針の作成が必要であるという判  
断による。そして、8～10日間の審議日数を今後は5日間に短縮する。これはICLSに集ま  
る参加者、特に各国の政府代表者の負担を軽減するためである。開催頻度と会期短縮につ  
いては国連統計委員会からの要請でもあった。議題の数についても会期短縮を考慮して決

---

<sup>5</sup> 前者委員会への参加者リストと後者委員会の構成メンバーリストはILO（2009）に収録されて  
いる。

<sup>6</sup> 例えば2002年に国際労働問題研究所（ILOの研究機関）から発行されたディスカッションペ  
ーパーであるDecent work: Concepts, models and indicators（Dharam Ghai著）において、ディーセ  
ントワークを雇用、社会保障、権利、社会的対話の側面に分けてそれぞれに対応する指標を提供し  
ようとした。2003年にはILOの発行する研究雑誌*International Labour Review*において「ディー  
セントワークの測定」という特集号が生まれ（Vol. 142, No. 2）、そこにGhai氏の論文（Decent work:  
Concept and indicators）と、その他に5つの論文（Measuring decent work with statistical indicators,  
Seven indicators to measure decent work: An international comparison, A family of decent work indexes,  
Decent work and development policies, Decent work and human development）が掲載された。

めることになった。

## 5. パリ・グループと労働統計専門家会議

第18回 ICLS の決議Ⅱ，すなわち「労働時間の測定に関する決議」（以下「労働時間測定決議」）が採択されるまでの道のりで2つの会議が重要な役割を果たしている。

1つはパリ・グループの会議である。パリ・グループ（Paris Group）はシティー・グループ（City Group）の1つで、シティー・グループとは特定分野の統計作成における問題に取り組む非公式な国際会議である。パリ・グループの他に、オタワ・グループ（消費者物価指数：CPI）、キャンベラ・グループ（所得）など10ほどのグループが存在し、各グループの名前が初会合の開催都市名に由来していることから、これらのグループはシティー・グループとよばれている。各シティー・グループは国連統計委員会から特定課題を検討する組織として承認を受け、各国の政府統計機関の代表者が任意に参加して、国際会議を開催している<sup>7</sup>。

パリ・グループ（正式名称「労働と報酬に関するパリ・グループ」）は、労働市場の状況や労働報酬の測定に使用する様々な情報源を検討し、概念の改善や新しい指標の開発などに貢献することを目的に1997年に設置された。1997年に第1回、その後1998年、1999年、2000年、2003年、2004年、2006年の計7回の会議が開かれている。なお、2006年会議をもって、このパリ・グループの任務は完了している。2003年9月に開催されたパリ・グループ第5回会議は労働時間の測定に特化したテーマを扱っており、これは同年12月開催の第17回 ICLS の「一般討議」で労働時間測定の国際基準策定について議論されることに対応した動きであった。第17回 ICLS の「一般討議」においてパリ・グループ会議の成果が提出され、第18回 ICLS までに「労働時間測定決議」を準備することが採択された。そして ICLS の要請を受けて、2004、2006年のパリ・グループ会議は「労働時間測定決議」の作成準備を全面的に担うことになった（ILO 2008f, p.9）。2006年会議には、ILO 事務局が準備してパリ・グループに事前配布しておいた決議草案に対して多くの国や国際機関から様々な意見が提出され、会議終了の翌年に修正した決議草案をまとめられた<sup>8</sup>。この修正された決議草案は次に説明する会議に引き継がれる。

2つめは、第18回 ICLS 直前の、2008年4月1～10日に開催された労働統計専門家会議

---

<sup>7</sup> 伊藤（2008a,b）はシティー・グループの全体的概要を伝え、伊藤（2008c）はパリ・グループでの最近の会議の様子を紹介している。

<sup>8</sup> パリ・グループの会議資料および会議の結果をまとめた報告書（report of the conference）はパリ・グループの事務局を担当していたフランス国立統計経済研究所（INSEE）のウェブサイト（Home > English > INSEE and official statistics > Seminars and conferences > The Paris Group on "labour and compensation"）で見ることができる。決議草案に対して2006年会議参加者（各国の政府統計家および国際機関）から提出された意見の詳細、修正された決議草案もウェブサイトで公開されている。なお、2006年会議の結果報告書はINSEEのウェブサイトにはないが、第18回 ICLS の会議資料（room documents for the 18<sup>th</sup> Room document 5）でみることができる（ILO 2008f）。

(Meeting of Experts on Labour Statistics: MELS) である<sup>9</sup>。この会議は、第 17 回 ICLS 「一般討議」において、第 18 回 ICLS までに「労働時間測定決議」の草案を準備する際に、上述したパリ・グループとの協力に加えて、この専門家会議を開き、そこで広く議論することが要請されていたことに対応する。MELS は通常、ICLS で決議の採択を予定している場合に、その草案を事前に協議するために ILO 事務局が設置する国際会議で、例えば第 18 回 ICLS では児童労働統計と労働時間測定に関する決議を採択する予定であったので、MELS 会期のうち、前者についての協議を 4 月 1～4 日、後者を 4 月 7～10 日に充てている。MELS には政府代表者だけでなく、使用者と労働者の代表も招待され、ILO の特徴である三者構成の形式をとり、より広い意見を汲み上げることが意図されている。

ICLS の「事前報告書」と同様に、提案予定の決議草案 (proposed draft resolution)<sup>10</sup>とその背景・内容について詳しく説明した報告書が MELS 参加予定者に事前に配布される。報告書は Report I と Report II に分かれ、前者が児童労働統計、後者が労働時間測定 (ILO 2008g) を取り扱っている。MELS では参加者から様々な意見が出された (ILO 2008h)。これらの意見を踏まえて、ICLS に提出される労働時間測定に関する決議草案を含む Report II が ILO 事務局によって準備されたのである。MELS の Report II (ILO 2008h) と ICLS の Report II (ILO 2008b) をくらべると、多くの修正が加えられたことがわかる。

以上の 2 つの会議が ICLS で採択された「労働時間決議」の実質的な内容を決める役割を果たしていると言える。

## 6. 「労働時間測定決議」の特徴

### 6.1 決議の背景

労働時間をめぐる諸問題は ILO 創設以来の重要な関心分野であり、1 日 8 時間・週 48 時間労働を明記した第 1 号条約をはじめ、多くの ILO 条約の中で労働時間に関する基準を取り扱っていることを見れば明らかである<sup>11</sup>。しかし、労働時間の測定あるいは統計に関する国際基準については、1962 年の第 10 回 ICLS で採択された「労働時間統計に関する決議」があるだけであった。しかも、この決議は、労働時間概念については所定労働時間 (nomal hours of work) と実労働時間 (hours actually worked) の定義を与えるにとどまり、また、対象労働者は工場労働者 (生産工程に従事する雇用者) に限定されていたなどの点で決して十分ではなかった。さらに近年の非正規雇用の増加、働き方・働かせ方の多様化がますます進行し、また欧州では起業や自営業者が増加してくる中で、第 10 回 ICLS の決議を改正

<sup>9</sup> 第 18 回 ICLS と同様、MELS 関連文書は ILO 統計局のウェブサイト (<http://www.ilo.org/stat/lang--en/index.htm>) からダウンロードできる。

<sup>10</sup> MELS で協議される提案予定の決議草案は、2006 年パリ・グループの国際会議を経て修正された決議草案を引き継いでいる。

<sup>11</sup> 労働時間 (商業及び事務所) 条約 (第 30 号, 1930 年), 労働時間短縮 (公務労働者) 条約 (第 51 号, 1936 年), 労働時間短縮 (繊維業) 条約 (第 61 号, 1937 年), 労働時間と休息期間 (運送業) 条約 (第 67 号, 1939 年) などがある。また、労働時間に関わる基準として週休, 年休, 夜業などにおける諸条約もある。

し、労働時間測定に関する包括的な国際基準の作成が必要となった。このような背景によって 2003 年の第 17 回 ICLS<sup>12</sup>の「一般討議」で新しい国際基準となる決議を第 18 回 ICLS までに作成して採択することが承認され、第 18 回 ICLS での「労働時間測定決議」の採択に至る。

## 6.2 今次の改正基準の特徴

労働時間統計に関する現行の国際基準である、第 10 回 ICLS (1962 年)の「労働時間統計に関する決議」に比べると、「労働時間測定決議」はかなり包括的なものである。現行の国際基準と比べた主な特徴について以下に箇条書きする。

**労働時間概念の包括的な枠組み：**労働時間概念の枠組みは、(a)すべての仕事と人、(b)すべての就業活動、(c)あらゆる種類の労働時間を対象とするように設定され、さらに(d)すべての労働時間に関わる諸概念の関係を整理し、(e)「労働時間設定」という新しい概念を整理・導入した。(a)については、従来の基準（第 10 回 ICLS で採択された「労働時間統計に関する決議」）が賃金・俸給を得る雇用者だけを対象としてので、改正基準では、それだけでなく、自営業者はもちろんのこと、世帯サービスやボランティア労働に従事する人も対象にしている。(b)については、従来基準が対象としていなかった諸活動、例えば顧客ために待つ行為、仕事中の移動、自宅でする仕事、訓練や技能向上などのような活動に費やす時間も対象にしている。また、対象とする活動の基準として、国民経済計算（SNA）との関連を重視して「生産の境界」との関係について明確にし、一般的生産境界（general production boundary）内における諸活動を対象にするとしている。(c)(d)については、従来基準で定義された所定労働時間と実労働時間の 2 種類の労働時間に 5 種類（支払労働時間、契約労働時間、ふだんの労働時間、所定外労働時間、休業時間）が加わった。計 7 種類の労働時間の関係については本書〈翻訳 1〉図 4.1 が整理を与えており、参考になる<sup>13</sup>。(e)については、労働時間の長さや時間帯などの設定が弾力的な諸制度が国際的に普及するのに対応して、これらの諸制度を「労働時間設定」と総称して、その中でもかなり普及し、形式化されている制度として 15 種類の概念を定義している。「労働時間設定」の諸概念は今後、内容の書き換えや更新が必要になるとの判断から、決議本体末の付録（Annex）に掲げられている。

**データの収集方法：**労働時間統計の情報源として、世帯調査、事業所調査、行政記録の 3 つを掲げ、統計利用者の多様なニーズを満たすために、この 3 つの情報源を組み合わせる統計を提供することが望ましいとされている。世帯調査の中には、定期的実施される就業に関する調査（日本で言えば「労働力調査」）だけではなく、生活時間調査（日本で言えば「社会生活基本調査」）から得られる労働時間データの重要性も指摘されている。また、様々な情報源は利用可能となるには、統計の利用者と提供者（事業所と行政機関）の間の

<sup>12</sup> 1993 年の第 15 回 ICLS, 1998 年の第 16 回 ICLS の「一般討議」において労働時間の国際基準を改正する必要があることが部分的に議論されていた。

<sup>13</sup> 統計分野において労働時間概念の整理を与えている他の文献として、少し古いが、伊藤 (1989)、福島 (1993) が参考になる。

調整が必要であり、その役割を政府統計機関に求めている。

**国際社会への統計報告：**各国に2種類の統計、すなわち、①年間延べ実労働時間、②就業者一人当たりの平均の年間実労働時間の提供努力を要請している。ただし、ここでの労働時間はSNAの生産境界内の活動に限定され、もしこの2つの統計提供が困難な場合には、③平均週実労働時間で良いとしている。さらに統計の透明性と国際比較可能性を高めるために、メタデータ（労働時間統計の作成に関わる概念、定義、方法論など）の報告も各国に求めている。

### 6.3 ILO事務局の今後の課題

第18回ICLSで採択された決議文の最後に「将来の作業」と項目と2つのパラグラフがある。これは決議草案にはなかった文章で、会議での議論を経て今後の課題として認識され、追加されたものである。1つは、決議に付帯された労働時間設定の更新と「労働時間測定決議」に沿った手引書（最良の実践（best practices）の提示を含む）の準備が必要であるとした。2つめは、決議で掲げられた労働時間の測定範囲、特にSNAの生産境界内と境界外（ただし一般的生産境界内）の両方を対象範囲とすることに関しては、各国の置かれた人的・財政的な資源状況などに鑑みて、この10年以内で再検討することとされた。

## 7. さいごに

今次の改正は、これまでの基準（第10回ICLS（1962年）の「労働時間統計に関する決議」）から大きく前進し、労働時間統計に関するより包括的な基準と枠組みを定めている。そしてこの枠組みは、先進諸国が中心とはいえ、パリ・グループによる数年におよぶ研究や議論と、多くのILO加盟国が集まった労働統計専門家会議および第18回ICLSでの議論の積み重ねの上に実現した。一般にICLS決議に拘束力はないものの、長期間の国際的な研究<sup>14</sup>と議論の末に採択された決議が国際社会に対して持つ意味は大きく、決議は実質的な国際基準となる。各国の政府統計機関がこの決議を受けて労働時間統計の作成においてどのような改善を計画し実現しようとするのかが今後注目される。また国際比較の観点では、ILOを含めた国際機関にとって各国の労働時間の定義や調査方法を調整した上でより属性を充実させた統計をいかに作成できるかが課題<sup>15</sup>となり続けているので、国際比較統計を今後、整備・充実させる上でも、今回の国際基準が広く受け入れられるかが気になるところ

<sup>14</sup> ILOには労働時間に関する一連の研究成果（主なものとして、White 1987; Bosch et al. 1994; ILO 1995a,b; Messenger eds. 2004; Boulin et al. eds 2006; Lee et al. 2007）があり、今回の決議に関わっては、特に労働時間定義（Mata-Greenwood 1992, 2001; Bell and Elias 2003）や「労働時間設定」

（Hoffmann and Mata-Greenwood 2001; Harvey et al. 2000; Harvey et al. 2003）に関する研究がある。

<sup>15</sup> 労働時間統計を国際的に収集し提供しているのはILOであり、出版物としては*Yearbook of Labour Statistics*やKILMあるいはILOのウェブサイトにあるデータベース「LABORSTA」が週および年間労働時間を提供している。しかし各国の統計は労働時間の定義や調査方法が必ずしも同じではないので、厳密な意味での国際比較統計ではない。最近ではLee et al. (2007)が定義や調査方法を統一した上で豊富な属性による労働時間の国際比較統計を提供した点で注目される（水野谷 2008b）。また、水野谷（2008c）は日本を含む主要先進諸国の労働力調査をもとに、性および雇用形態（フルタイムかパートタイム）別の週実労働時間を国際比較した。

である。その意味では、決議の最後に掲げられた今後の課題への ILO の取り組みと成果にも注目すべきだろう。

本書で取り上げた「労働時間測定決議」の関連文書については、水野谷武志が<翻訳 1>を担当し、<翻訳 2, 3>は総務省統計局より提供された。なお、両者の訳文において、見出し語や重要語についてはなるべく統一したが、細部の訳語については完全に統一は取れていない。

総務省統計局の訳出提供が実現したのは、第 18 回 ICLS に日本政府代表顧問として参加された、佐藤朋彦氏（総務省統計局統計調査部国勢調査課）の協力が得られたからである。また、ILO 出版局（Rights & Permissions, ILO Publications）の Alison Irvine 氏からは『統計研究参考資料』への訳出について許可をいただいた。皆様に感謝の意を表したい。

## 参考文献

### 【第 18 回 ICLS に関連する主要公式報告書】

- International Labour Office (ILO) (2008a), *General Report (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec., Report I)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008b), *Measurement of working time (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec., Report II)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008c), *Child labour statistics (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec., Report III)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008d), *Provisional timetable of the 18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians*.
- ILO (2008e), *Measurement of Decent Work (Discussion paper for the Tripartite Meeting of Experts on the Measurement of Decent Work, Geneva, 8 – 10 Sep.)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008f), *Report of the 7<sup>th</sup> session, 2006 <<Groupe de Paris>>: Extract on Working Time (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec., Room Document: 5)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008g), *Measurement of working time (Meeting on Experts on Labour Statistics, Geneva, 1-10 April 2008, Report II)*, Geneva: ILO.
- ILO (2008h), *Report of the Meeting of Experts on Labour Statistics (Meeting on Experts on Labour Statistics, Geneva, 1-10 April 2008)*, Geneva: ILO
- ILO (2009), *Report of the Conference (18<sup>th</sup> International Conference of Labour Statisticians, Geneva, 24 Nov. – 5 Dec.)*, Geneva: ILO.

### 【参考文献：英語】

- Bell, D. and Elias, P. (2003), "The definition, classification and measurement of working time arrangements: A survey of issues with examples from the practices in four countries," *Conditions of work and Employment Series*, Geneva: ILO, No.4.
- Bollé, P. (1999), "Perspectives: Innovations in labour statistics," *International Labour Review*, Vol.139, No.1, pp.67-82.
- Bosch, Dawkins, and Michon (1994), *Times are changing: working time in 14 industrialised countries*, Geneva: ILO.
- Boulin, J-Y, Lallement, M., Messenger, J.C. and Michon, F. eds. (2006), *Decent Working Time: New trends, new issues*, Geneva: ILO.
- Harvey, A.S., Fisher, K., Gershuny, J. and Akbari, A. (2000), "Examining Working Time Arrangements Using Time Use Survey Data," *ISER Working Paper*.
- Harvey, A.S. Gershuny, J., Fisher, K. and Akbari, A. (2003), "Statistics on working time arrangements based on time-use survey data," *Conditions of work and Employment Series*, Geneva: ILO, No.3.
- Hoffmann, E. and Taswell, K. (1995), "Bureau of Statistics, International Labour Office," *Statistical Journal of the United Nations Economic Commission for Europe*, Vol.12, pp.157-167.
- Hoffmann, E. and Mata-Greenwood, A. (2001), "Statistics on working time arrangements: An overview of issues and some experiences," *Statistical Journal of the United Nations ECE*, Vol.18, pp.51-63.
- International Labour Office (1995a), *Conditions of Work Digest: Working time around the world*, Vol.14, International Labour Office, Geneva.
- International Labour Office (1995b), *Hours of Work: From fixed to flexible? (Report III (Part 1B), International Labour Conference, 93<sup>rd</sup> Session, 2005)*, International Labour Office, Geneva.
- Lee, S., McCann, D. and Messenger, J.C. (2007), *Working Time Around the World: Trends in working hours, laws and policies in a global comparative perspective*, London: Routledge, Geneva: ILO.
- Mata-Greenwood (1992), "An integrated framework for the measurement of working time," *Working Papers*, Geneva: ILO, No.92-2.
- Mata-Greenwood (2001), "The hours that we work: the data we need, the data we get," *ILO Bulletin of Labour Statistics*, No.1, pp. XI-XXVII
- Messenger, J.C. eds. (2004), *Working Time and Workers' Preferences in Industrialized Countries: Finding the balance*, London: Routledge.
- White, M. (1987), *Working Hours: Assessing the potential for reduction*, Geneva, International Labour Office (邦訳：法政大学日本統計研究所・水野谷武志・伊藤陽一訳 1996『労働時間—短縮の可能性を評価する』梓出版社)

【参考文献：邦語】

- ILO 駐日事務所 (2005) 「トピック解説：労働時間」『ILO 駐日事務所メールマガジン』 No.37
- ILO 駐日事務所 (2008) 「トピック解説：労働統計 1：国際労働統計家会議」『ILO 駐日事務所メ

ールマガジン』 No.78

飯塚信也 (1999) 「第 16 回国際労働統計家会議—不完全就業の新しい概念・定義」『統計』2 月号

伊藤陽一 (1973) 「国際労働統計家会議について」『統計学』 No.26, pp.122-139

伊藤陽一 (1989) 「労働時間の国際比較とその問題点—サーヴェイ」『法政大学日本統計研究所 Working Paper』 No.A-3

伊藤陽一 (2008a) 「国際統計体制とシティー・グループ (その 1)」『経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター No.3』 pp.19-28

伊藤陽一 (2008b) 「国際統計体制とシティー・グループ (その 2)」『経済統計学会政府統計研究部会ニュースレター No.4』 pp.37-53

伊藤陽一 (2008c) 「パリ・グループでの労働統計と (付) リオ・グループでの貧困統計の検討」『経済統計学会労働統計研究部会報 No.3』 pp.19-24

岩井浩 (1982) 「海外統計事情：雇用・失業統計の再検討をめぐる最近の動向—ILO の国際標準についての論議を中心に」『統計学』 No.43, pp.86-101

岩井浩 (1992) 『労働力・雇用・失業統計の国際的展開』 梓出版社

岩井浩 (1993) 「ILO 第 15 回国際労働統計家会議(ICLS)について」『統計学』

岸啓二郎 (1981) 「家計調査の国際基準の変遷—ILO 国際労働統計家会議における議論—」『研究所報』 (法政大学日本統計研究所) No.6

中沢牧生 (1989) 『労働統計の発展と ILO—労働統計の国際基準 70 年の歩み—』 日本労働協会  
ニコラス・バルティコス著・花見忠監修・吾郷真一訳 (1984) 『国際労働基準と ILO』 三省堂

福島利夫 (1993) 「労働時間」 法政大学日本統計研究所・伊藤陽一・岩井浩・福島利夫編『労働統計の国際比較』 梓出版社

法政大学日本統計研究所 (1990) 『国際労働統計家会議決議<原文・邦訳対象—その 1 とその 2 >』

水野谷武志 (2007) 「ILO の労働統計データベース」『経済統計学会労働統計研究部会報 No.1』

水野谷武志 (2008a) 「ILO と労働統計③：国際労働統計家会議—第 17 回会議の概要紹介」『経済統計学会労働統計研究部会報 No.3』

水野谷武志 (2008b) 「ILO と労働統計④：労働時間統計に関する最新 ILO 文献の紹介」『経済統計学会労働統計研究部会報 No.4』

水野谷武志 (2008c) 「労働時間比較：圧倒的に長い日本男性の労働時間」(特集：ここがおかしい日本の雇用制度) 『週刊エコノミスト』7 月 1 日号, p.103